

平成20年度第9回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成20年8月19日(火)午前10時00分～午前11時12分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚
委員 高橋敬一

【事務局職員】

事務局長 浅井 涉 次長 中尾康師
任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦
課長補佐 荒田すみ子 課長補佐 松本秀樹

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 人事委員会規則及び通知の一部改正について

議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について

協議等事項

(1)平成20年 給与に関する基礎データについて

5 会議の公開・非公開

協議等を非公開とした。

6 議事

佐蔵委員は所用のため出席できなかったが、今後の事務に支障があることから、地方公務員法第11条第2項の規定により委員2名で委員会を開催することとした。

公開議案及び非公開議案について審議を行い、協議等事項を非公開とすることについて全員の合意を得た。

(1) 議案第1号

人事委員会規則及び通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

師範等の職の新設については、次回の公安委員会において公安委員会規則等を改正予定であり、これにあわせて人事委員会規則等を改正しようとするもの。

規則及びの名称

< 規則 >

- ・ 職員の職務の級の分類に関する規則
- ・ 管理職手当に関する規則

< 通知 >

- ・ 職の区分表について

改正概要

ア 職員の職務の級の分類に関する規則、職の区分表

新たな職の設置に伴い、次のとおり職務の級等について、追加する。

(施行日：平成 20 年 9 月 1 日)

組織			職	職務の級	相当する職
警察	警察本部	共通	師範	4 級	公安職係長
			主任師範	5 級及び 6 級	公安職課長補佐
			首席師範	7 級	公安職課長

イ 管理職手当に関する規則

新たな職の設置に伴い、管理職手当を支給する職及び支給区分について追加する。

(施行日：平成 20 年 9 月 1 日)

組織		職	支給区分
警察	警察本部	首席師範	3 種

【質 疑】

委 員

以前の説明では職名だけの話のように思っていたが、このように職務の級を決めなければならないのか。

委 員

3 級であれば係長など、もともと他の職名があるということではなかったか。

事務局

師範であればもともと係長級であることが前提である。首席師範の場合も昇任して課長級となっていなければ駄目である。

(2) 議案第 2 号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり承認することに決定した。

【説 明】

申請のあった職

船舶乗組員 (機関士)

採用予定者数

1 名

採用予定日

平成 2 1 年 4 月 1 日

申請理由

平成20年度末までに退職者が予想されることから、平成21年度当初時点で欠員を生じさせないよう採用者を確保しなければならないため

選定方法

知事部局において採用試験を実施

試験内容

【第1次試験】

- ・教養試験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験（高校卒業程度、多肢選択式50問）
- ・専門試験：専門的知識についての筆記試験（出題分野は機関に関する科目）（多肢選択式40問及び記述式3問）
- ・適性検査：職務遂行に関する適性についての検査

【第2次試験】

- ・論文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験（1問）
- ・面接試験：人物及び専門的知識についての口述試験

受験資格

- ・昭和43年4月2日以降に生まれた者（H20.4.1時点で満40歳以下の者）
- ・1級から5級までのいずれかの海技士（機関）の免許を有する者（又は取得見込みの者）

人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

(3) 協議等事項

平成20年 給与に関する基礎データについて、事務局が説明した。

6 次回の人事委員会の開催

平成20年9月2日（火）午前10時00分から開催することとした。